

政統発 1215 第 2 号
令和 7 年 12 月 15 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公印省略)

令和 8 年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限について（通知）

毎月勤労統計調査（以下「本調査」という。）の実施については、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を全国及び都道府県別に明らかにすることを目的とする統計調査として、全国調査及び地方調査は毎月、特別調査は毎年実施しているところです。

令和 7 年 12 月 15 日、「令和八年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限」（令和 7 年厚生労働省告示第 311 号。以下「本告示」という。）が告示されました。

本告示の趣旨及び概要については下記のとおりとなりますので、御了知願います。

記

1. 趣旨

毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号。以下「規則」という。）第 18 条第 1 項において、都道府県知事は全国調査の調査票を審査し、厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。

本告示は、令和 8 年における全国調査において、都道府県知事が、事業所から提出された調査票を審査し、厚生労働大臣に提出する期限を定めるものである。

2. 概要

本告示で定める全国調査の調査票の審査期限及び提出期限は別表のとおりである。なお、具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 速報（第2欄及び第3欄）

全国調査における各月の速報の結果を公表するため、第2欄の期日までに都道府県が審査を終えた全国調査の調査票は、第3欄の期日までに厚生労働省に提出すること。

(2) 確報（第4欄）

全国調査における各月の確報の結果を公表するため、第2欄の期日の翌日以後に都道府県が審査を終えた全国調査の調査票は、第4欄の期日までに厚生労働省に提出すること。

(3) オンラインシステムにより調査票の内容を送付した場合（第5欄）

事業所から都道府県に紙で提出された全国調査の調査票のうち、都道府県において審査した調査票の内容を毎月勤労統計調査オンラインシステムに入力し、当該オンラインシステム上で第3欄又は第4欄の期日までに厚生労働省にデータを送付した場合は、事業所から都道府県に紙で提出された全国調査の調査票は、第5欄の期日までに厚生労働省に提出すること。

3. その他

全国調査の調査票を厚生労働省に提出するまでの間、都道府県は全国調査の調査票について、漏えい、滅失、毀損等がないよう適正に保存すること。また、規則第23条において、都道府県は地方調査の調査票について、調査を実施した年の翌年1月1日から1年間保存することとなっている。地方調査の調査票についても漏えい、滅失、毀損等がないよう適正に保存すること。

全国調査の調査票の提出や保存等、本調査の実務において疑義が生じた場合には、速やかに本調査を所管する厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福利統計室に照会すること。

(別表)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
調査月	速報		確報	オンラインシステムにより調査票の内容を送付した場合の紙の調査票の提出期限
	審査期限	提出期限	提出期限	
令和8年1月	令和8年 2月25日	令和8年 2月27日	令和8年 3月12日	令和9年 2月26日
令和8年2月	令和8年 3月25日	令和8年 3月27日	令和8年 4月13日	令和9年 2月26日
令和8年3月	令和8年 4月21日	令和8年 4月23日	令和8年 5月12日	令和9年 2月26日
令和8年4月	令和8年 5月25日	令和8年 5月27日	令和8年 6月12日	令和9年 2月26日
令和8年5月	令和8年 6月24日	令和8年 6月26日	令和8年 7月13日	令和9年 2月26日
令和8年6月	令和8年 7月23日	令和8年 7月27日	令和8年 8月12日	令和9年 2月26日
令和8年7月	令和8年 8月25日	令和8年 8月27日	令和8年 9月11日	令和9年 6月30日
令和8年8月	令和8年 9月24日	令和8年 9月28日	令和8年 10月13日	令和9年 6月30日
令和8年9月	令和8年 10月23日	令和8年 10月27日	令和8年 11月12日	令和9年 6月30日
令和8年10月	令和8年 11月25日	令和8年 11月27日	令和8年 12月11日	令和9年 6月30日
令和8年11月	令和8年 12月18日	令和8年 12月22日	令和9年 1月12日	令和9年 6月30日
令和8年12月	令和9年 1月25日	令和9年 1月27日	令和9年 2月12日	令和9年 6月30日